

中小・小規模事業者販売促進緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、広域で活動する事業協同組合や、所在する市町村を別とする複数の商工団体等が一体となって実施する販売促進活動や感染症対策などの取組を支援します。

対象事業実施主体

- ①商工団体等（事業への参加構成員が複数の市町村に所在する場合に限る）
- ②複数の商工団体等を参加構成員とした組織
- ③個者で組織された任意の団体（事業への参加構成員が複数の市町村に所在する場合に限る）

【商工団体等とは】

北海道内に主たる事業所を有する事業協同組合、商工会、商工会議所、商店街振興組合、一般社団法人、その他事業実施主体として適当と認められる団体 等

【留意事項】

事業の参加構成員が複数の市町村に所在することや、団体の構成員が10者以上であることなど、詳細な要件については、下記HPから「申請の手引き」をご確認ください。

対象事業

事業実施主体が広域で行う販売促進及び感染拡大防止に係る取組に対して支援します。

- 《例》
- ・販売促進：販促チラシ作成、ECサイト構築、感染対策を万全にしたイベント開催 等
 - ・感染予防：マスク・消毒液・清掃器具等の消耗品、体温計の購入 等

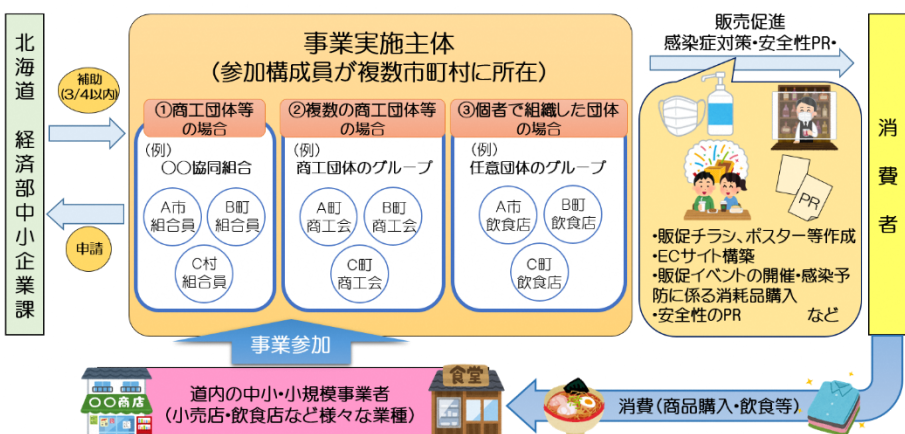
補助内容

- ・補助率：3/4以内
- ・補助上限：100万円／補助対象者
- ・事業実施期間：令和3年（2021年）12月1日（水）～令和4年（2022年）2月21日（月）
※交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は、指令前着手の届出が必要です。
ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です。
事業スケジュールを十分精査した上で応募くださいますようお願いいたします。

募集期間

令和3年（2021年）12月17日（金）～令和4年（2022年）1月31日（月）※必着
※先着順です。予算の上限に達し次第、募集期間内でも受付を終了します。

事業のイメージ



申請様式等

申請書等の手続きに必要な各種様式及び交付要綱、申請の手引き等は北海道経済部中小企業課ホームページに掲載しています URL

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r3hanbaisokushin.html>



【申請先・問合せ先】北海道経済部地域経済局中小企業課（商工団体）

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-204-5332（担当直通）